

寄 付 行 為

財団法人 大阪市博物館協会

財団法人 大阪市博物館協会寄付行為

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、財団法人大阪市博物館協会という。

(事 務 所)

第2条 この法人は、事務所を大阪府中央区大手前4丁目1番32号におく。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、文化財の調査研究と保存、大阪市の博物館・美術館の運営、及びそれらの相互連携、成果の公開・活用を通じて、広く学術・文化・教育の向上と発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 大阪文化財研究所を設け、文化財とそれに関する資料の調査研究、保存と活用を行うこと
- (2) 歴史及び考古に関する資料の収集・保存・活用、調査研究、展示、普及教育・学習支援事業
- (3) 美術及び東洋陶磁に関する資料の収集・保存・活用、調査研究、展示、普及教育・学習支援事業
- (4) 自然科学に関する資料の収集・保存・活用、調査研究、展示、普及教育・学習支援事業
- (5) 前各号の事業を行う博物館、美術館等の管理運営に関すること
- (6) 前各号の事業の相互連携、市民参画、国際交流に関すること
- (7) その他、前条の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄付金品
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第6条 この法人の資産を分けて、基本財産と運用財産の二種とする。

基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産を除く資産とする。

(資産の管理)

第7条 この法人の資産は、理事長が管理し、基本財産のうち、現金は、理事会の議決を経て、定期預金とする等確実、かつ、有利な方法により、理事長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。

ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会の議決を経、かつ、大阪府教育委員会の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

(経費の支弁)

第9条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が編成し、理事会の議決を経て、毎会計年度開始前に大阪府教育委員会に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(事業報告及び収支決算)

第11条 この法人の事業報告及びこれに伴う収支決算は、理事長が作成し、監事の意見を付け、理事会の承認を受けて、毎会計年度終了後3か月以内に大阪府教育委員会に報

告しなければならない。

2 この法人の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決を経て、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第12条 この法人が借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の議決を経、かつ、大阪府教育委員会の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第13条 第8条ただし書き及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、この法人が新たに義務の負担をし、又は権利を放棄しようとするときはこれらのうち、重要なものについては、理事会の議決を経なければならない。

(会計年度)

第14条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第4章 役員、評議員、顧問及び職員

(役員)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 14名以上20名以内

なお、理事のうち、1名を会長、1名を理事長とし、1名の副理事長、1名の専務理事、3名以内の常務理事をおくことができる。

(2) 監事 2名

(役員を選任)

第16条 会長、理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事の互選により定める。

2 理事及び監事は、評議員会が選任し、理事長が委嘱する。

3 監事の選任に当っては、監事がこの法人の理事、評議員及び職員を兼ねることとなってはならない。

(理事の職務)

第17条 会長は、この法人を代表し、会務を総理する。

2 理事長は、この法人を代表し、業務を統轄する。会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

- 3 副理事長は、理事長を補佐し理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 専務理事は、理事長、副理事長を補佐し、理事会の議決に基づき、日常の事務を総括する。
- 5 常務理事は、専務理事を補佐し、理事会の議決に基づき、日常の事務に従事する。
- 6 理事長及び副理事長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ理事長の指名する理事がその職務を代行する。
- 7 理事は、理事会を組織して、この法人の業務を議決し、執行する。

(監事の職務)

第18条 監事は、民法第59条の職務を行う。

(役員任期)

第19条 この法人の役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又はその任期満了後でも後任者が就任するまでは、なお、その職務を行う。

(役員解任)

第20条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会の議決により、会長がこれを解任することができる。

心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

(役員報酬)

第21条 役員は、無給とする。ただし常勤の役員及び評議員会の同意を得て理事会の議決を経た場合についてはこの限りでない。

- 2 報酬の額については、理事会の議決を経て、会長が定める。

(評議員選出)

第22条 この法人に、14名以上20名以内の評議員を置く。

- 2 評議員は、理事会で選出し、会長が委嘱する。
- 3 評議員は、役員を兼ねることができない。
- 4 第19条から第21条までの規定は、評議員に準用する。この場合において、これらの条中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員職務)

第23条 評議員は、評議員会を組織して、この寄付行為に定める事項を行うほか、理事会の諮問に応じ、会長に対し、必要と認める事項について助言する。

(顧問)

第24条 この法人に顧問をおくことができる。

- 2 顧問は、理事会の推挙により会長が委嘱する。
- 3 顧問は、理事会に助言することができる。

(事務局)

第25条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、会長が任免する。
- 4 職員は、有給とする。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第5章 会 議

(理事会の招集等)

第26条 理事会は、毎年2回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めた場合、又は理事現在数の3分の1以上の者から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求したときは、会長は、その請求があった日から30日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

- 2 理事会の議長は、会長があたる。

(理事会の定足数等)

第27条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければ会議を開き、議決することができない。

- 2 理事会の議事は、この寄付行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 やむをえない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。
- 4 前項の場合における第1項及び第2項の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

(評議員会)

第28条 次に掲げる事項については、理事会において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

(1) 事業計画及び収支予算についての事項

(2) 事業報告及び収支決算についての事項

(3) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において、必要と認めた事項

2 第26条第1項及び第27条の規定は、評議員会に準用する。この場合において、第26条第1項及び第27条中「理事会」及び「理事」とあるのは「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。

3 評議員会の議長は、会議のつど出席評議員の互選で定める。

(議事録)

第29条 すべての会議には、議事録を作成し、議長及び出席者の代表2名以上が署名押印の上、これを保存する。

第6章 寄付行為の変更及び解散

(寄付行為の変更)

第30条 この寄付行為は、理事会において、理事現在数の3分の2以上の者の議決を経、かつ、大阪府教育委員会の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第31条 この法人の解散は、理事会において、理事現在数4分の3以上の議決を経、かつ、大阪府教育委員会の許可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第32条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事会において、理事現在数の4分の3以上の者の議決を経、かつ大阪府教育委員会の許可を受けて、国若しくは地方公共団体又はこの法人の目的に類似の目的を有する公益法人に寄付するものとする。

第7章 補則

(書類及び帳簿の備付等)

第33条 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令によりこれらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

(1) 寄付行為

(2) 役員、評議員及びその他の職員の名簿及び履歴書

- (3) 財産目録
- (4) 資産台帳及び負債台帳
- (5) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (7) 処務日誌
- (8) 官公署往復書類
- (9) その他必要な書類及び帳簿

2 前項第1号から第4号まで及び第6号の書類及び帳簿は永久に、第5号の書類及び帳簿は10年、第7号から第9号までの書類及び帳簿は1年保存しなければならない。

(細 則)

第34条 この寄付行為の施行についての細則は理事会の議決を経て、別に定める。

(附 則)

- 1 この寄付行為は、大阪府教育委員会の許可のあった日から施行する。
- 2 この法人の設立の日の属する年度の事業計画及び収支予算は、第10条の規定にかかわらず発起人会の定めるところによる。
- 3 この法人の設立当初の会計年度は、第14条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和55年3月31日までとする。
- 4 従来難波宮址顕彰会、高速大阪東大阪線難波宮跡調査会及び長原遺跡調査会に属した権利義務の一切は、この法人が継承する。
- 5 この法人の設立当初の役員は、第16条第1項及び第2項規定にかかわらず、次のとおりとする。

理 事	佐	治	敬	三	(理事長)
理 事	赤	司	俊	雄	
理 事	池	田	一	郎	
理 事	磯	田	一	郎	
理 事	大	村	利	一	
理 事	津	江	孝	夫	
理 事	坪	井	清	足	
理 事	西	本		泰	

理 事	弘	世		現
理 事	藤	井	弘	巳
理 事	梶	居		孝
理 事	松	沢	卓	二
理 事	松	下	正	治
理 事	圓	井	東	一
監 事	寺	井	種	茂
監 事	道	廣	一	實

(附 則)

この寄付行為変更は、平成13年4月1日から施行する。

(附 則)

この寄付行為変更は、平成18年4月1日から施行する。

(附 則)

この寄付行為変更は、平成22年4月1日から施行する。